

新規登録する運転者証の発行区分

過去2年以内にタクシー運転者として登録を受けていましたか

はい

いいえ

※2年以内に登録がある場合は、別途お問い合わせください

前職のタクシー会社は福岡交通圏内の事業所ですか

はい

いいえ

40日以上運転免許停止後の再登録ですか

いいえ

はい

事業者変更申請

新規登録⑤

(2)ページへ

新規登録① (全科目の講習・試験)

(1)ページへ

2年以内に取得した合格証等の有無によって受講区分が異なります

新規区分 (1)ページへ	法令・安全・接遇講習	地理講習 (効果測定含む)	法令・安全・接遇試験	
法令・安全・接遇の合格証等がある	新規登録②	不要	○	不要
法令・安全・接遇の合格証等はない	新規登録③	不要	○	○

※取消処分を受けた後、登録する場合

新規登録④ (講習の修了が必要です)

(2)ページへ



※ このパンフレットは保存し、電話等での問合せの際に用意してください。
福岡タクシー登録センター Tel 092-434-5100 Fax 092-434-5123

新規登録①

- 1 前週の土曜日までに「タクシー運転者講習・受験申込書」をFAXで送る
- 2 第1日目受講日の9:00～9:15に5階カウンターで受付けする。

受付けの際に必要な書類等

- 1 **登録申請**（第2号様式）※申請者は運転者
 - 2 **住民票の写し**（3ヶ月以内に取得したもの ※マイナンバーは入れないでください）
 - 3 **自認書**（選任又は選任が予定されていることを証する書面及び道路運送法第27条第1項の規定に基づく省令の諸規定に違反していないことを証する書面）
 - 4 **写真1枚**
 - 5 **運転免許証の写し**（提示）
 - 6 **定時制乗務員の場合は雇用契約書の写し**
 - 7 **運転者証交付申請**（9号様式）※申請者はタクシー会社
- 3 第1日目に法令・地理の講習を受講後、地理の効果測定を受ける。
第2日目に接遇・安全の講習を受講後、3科目の試験を受ける。
 - 4 第2日目に修了証、試験・効果測定の合格者は合格証と運転者証を交付致します。

新規登録②

- 1 前週の土曜日までに「タクシー運転者講習・受験申込書」をFAXで送る。
- 2 第2日目受講日の11:30～12:00に5階カウンターで受付けする。
受付けの際に必要な書類等
新規登録①の1～7に加えて、**法令・安全・接遇の合格証等**を添付する。
- 3 第1日目に地理の講習を受講し、地理の効果測定を受ける。
- 4 効果測定合格者は、修了証と運転者証を交付致します。

新規登録③

- 1 前週の土曜日までに「タクシー運転者講習・受験申込書」をFAXで送る。
- 2 第2日目受講日の11:30～12:00に5階カウンターで受付けする。
受付けの際に必要な書類等
新規登録①の1～7と同じ
- 3 第1日目に地理の講習と地理の効果測定を受講する。
第2日目に3科目の試験を受ける。
- 4 第2日目に修了証、試験・効果測定の合格者は、合格証と運転者証を交付致します。

新規登録④

- 1 前週の土曜日までに「タクシー運転者講習・受験申込書」をFAXで送る
- 2 第1日目受講日の9:00~9:15に5階カウンターで受付けする。
受付けの際に必要な書類等
新規登録①の1~7に加えて、福岡交通圏で2年以内に90日以上を経歴を証する
運転経歴書（第3号様式）又は、**2年以内に取得した合格証**を添付する。
- 3 第1・2日目に法令・安全・接遇の講習を受講する。
- 4 第2日目に修了証、運転者証を交付致します。

新規登録⑤

新規登録①の1~7と同じ書類に
福岡交通圏で2年以内に90日以上を経歴を証する**運転経歴書**（第3号様式）
又は、**2年以内に取得した合格証**を添付する。

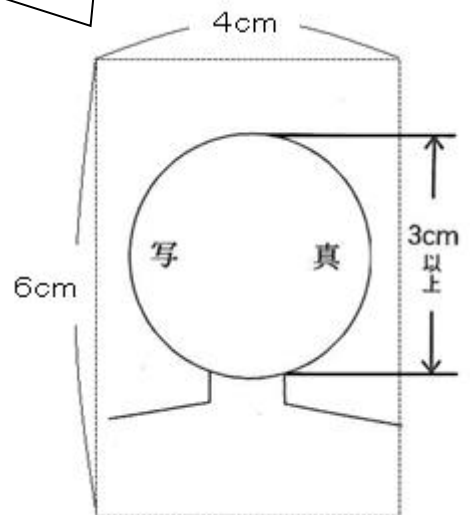
有効期限の変更申請

- ①**登録事項変更等届出書**（第4号様式）
- ②**写真1枚**
- ③**運転免許証の写し**（提示）
- ④**運転者証訂正申請**（10号様式）
- ⑤**運転者証**

※添付する写真の注意点

6ヶ月以内に撮影したカラー証明写真

- ・サイズ6cm×4cm
- ・無帽・無背景・正面
- ・顔の大きさが3cm以上



事業者変更申請

有効期限の変更申請の書類①~④に**自認書**

運転者証の返納

- ①**運転者証返納届**
 - ②**運転者証**
- ※返納手続きは、タクシー会社が行なってください。

運転者証の再発行

- ①**運転者証訂正申請**（10号様式）
- ②**顔末書**（紛失した場合）
- ③**写真1枚**

サイズは令和5年2月28日から
縦6cm×横4cmに変更となります。

事業者変更・有効期限の変更・返納等の受付時間

日祭日・12月29日~1月3日を除く

月曜~金曜日 9:00~12:00・13:00~16:00

12:00~13:00はお昼休みをいただいております

1. 新規講習カリキュラム（令和6年4月以降）

1日目			
9:00	～	9:15	受付
10分休憩			
9:15	～	9:30	オリエンテーション
9:30	～	10:35	法令講習
10分休憩			
10:45	～	11:50	法令講習
休憩			
12:50	～	14:15	地理講習
10分休憩			
14:25	～	15:50	地理講習
10分休憩			
16:00	～	16:20	地理効果測定（10問）
5分休憩			
16:25	～	16:55	地理補講・地理のみの運転者証交付

2日目			
9:00	～	10:20	接遇講習
10分休憩			
10:30	～	11:55	接遇講習
休憩			
12:50	～	14:15	安全講習
10分休憩			
14:25	～	15:50	安全講習
10分休憩			
16:00	～	17:00	法令・安全・接遇試験（45問）
10分休憩			
17:15	～		合否発表・運転者証交付

※休講日 → 年末年始（2週）・お盆（1週）・年度末（1週）

2. 講習の申し込みについて

新規講習の受付は先着順に行います。

キャンセルの場合は前日の午前中までに必ず、電話かファックスにて連絡ください。

3. 講習受講する上での基本注意事項

- ①携帯電話は必ず電源を切ってください。
- ②昼食は、各席で可です。但し、講習中のご飲食はご遠慮願います。
- ③ゴミの分別にご協力下さい。
- ④喫煙場所は、1階駐車場の喫煙スペースのみです。(館内は禁煙です)
- ⑤お手洗いは、当フロアをご利用下さい。(女性は5階にあります)

⑥当館1階駐車場は、受講生の為の駐車スペースはありません。

必ず公共交通機関をご利用ください。

自動車・バイク・自転車を停めてあれば、移動していただきます。

4. 講習及び試験・効果測定に当たっての注意事項

- ①講習カリキュラムを確認、講習に遅刻・無断欠席・退出など無いようにして下さい。
- ②福岡B地域の方で、必要科目を全て受講した方には、講習修了書を授与します。
また、試験に全て合格された方には、合格証及び乗務員証を交付します。
修了書・合格証とも、有効期限は発行日から2年間です。

5. 試験・効果測定について

試験制度対象者（福岡B地域）

・法令、安全、接遇

(各15問出題、合計45問中32問正解で合格)

不合格の場合⇒再試験となります。

※再受講の必要はございません。

※講習日・試験日については、別途通知します。

・地理の効果測定

(10問出題、7問以上正解で合格)

(10問出題、6問正解で補講)

(10問出題、5問以下正解で次週再講習・再効果測定)

※試験当日は、免許証で本人確認を行います。忘れずにご持参下さい。

試験は、配付したテキストより出題されます。

講習の時間ですべてのページを説明することは出来ません。

必ず予習・復習をして、試験に備えてください。

二種免許取得前に新規講習・試験を受ける際の注意等

二種免許取得前に新規講習・試験を受ける際の注意事項です。よくお読みください。

新規講習申込時

1. 二種免許取得年月日の項目の「二種なし」を○で囲んでください。
2. 受講日までに二種免許取得した場合は、必ず取得年月日を記入しファクシミリで報告してください。（合格後即日発行する為）
3. 受講をキャンセルする場合も、**必ず連絡**をしてください。これまで通りです。連絡のなかった場合は、**次回の予約をお断り**する場合があります。
4. 受講初日に用意する書類等は、変更ありません。

新規講習にかかる料金

1. 新規講習にかかる料金（講習・試験・申請費）は、**一括して徴収**します。受講開始後の**返金**はいたしませんので、ご承知おきください。

運転者証交付時

1. 以下の必要書類を用意して、**タクシー会社の運転者証管理者**が受け取りに来てください。
（運転者本人には発行しません）
 - ◎二種免許取得日が記載された免許証（写し）
 - ◎合格証（写し）
2. 受講者が運転者証発行に至らず途中で不採用になった場合は、**必ず連絡**をお願いします。
（発行保留の書類を管理する為）

その他

1. 合格証は必ず、**タクシー会社**で写しを保管してください。
（登録システム内で講習の受講・合格の記録が無い為）
2. 講習受講後、試験に合格するものの運転者証発行に至らず途中で不採用になった者は、タクシー会社や登録者本人からの問合せ（閲覧請求7号様式）に対し「登録なし、新規登録になります」と回答する事になります。又、合格証有効期間内に再度新規講習を受けても合格済みと判断できません。
3. 後日、他社から合格証を添付し新規登録申請があれば、当センターは運転者証を発行します。

特定指定地域

東京地域	東京都の区域のうち、特別区、武蔵野市及び三鷹市の区域
大阪地域	大阪府の区域のうち、大阪市、堺市(美原区を除く。)、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、守口市、茨木市、八尾市、和泉市、箕面市、門真市、摂津市、高石市、東大阪市、三島郡及び泉北郡の区域
横浜地域	神奈川県内の区域のうち、横浜市、川崎市、横須賀市及び三浦市の区域

指定地域

札幌地域	北海道の区域のうち、札幌市、江別市、北広島市及び石狩市(厚田区及び浜益区を除く。)の区域
仙台地域	宮城県の区域のうち、仙台市の区域
千葉地域	千葉県の区域のうち、千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、習志野市、柏市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市及び四街道市の区域
さいたま地域	埼玉県の区域のうち、さいたま市、川口市、鴻巣市、上尾市、蕨市、戸田市、鳩ヶ谷市、桶川市、北本市及び北足立郡の区域
名古屋地域	愛知県の区域のうち、名古屋市、瀬戸市、津島市、尾張旭市、豊明市、日進市、愛西市、清須市、北名古屋市、弥富市、愛知郡、西春日井郡及び海部郡の区域
神戸地域	兵庫県の区域のうち、神戸市、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市及び川辺郡の区域
京都地域	京都府の区域のうち、京都市(右京区京北を除く。)、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、八幡市、京田辺市、木津川市、乙訓郡、久世郡、綴喜郡及び相楽郡の区域
広島地域	広島県の区域のうち、広島市(佐伯区(湯来町及び杉並台に限る。))を除く。)、廿日市市(玖島、永原、峠、友田、河津原、渡瀬、津田、浅原、虫所山、飯山、中道、栗栖、吉和、大野、宮島口一丁目から四丁目まで、宮島口東一丁目から三丁目まで、宮島口西一丁目から三丁目まで、宮島口上一丁目及び二丁目、福面一丁目から三丁目まで、対巖山一丁目から三丁目まで、深江一丁目から三丁目まで、前空一丁目から六丁目まで、物見東一丁目及び二丁目、物見西一丁目から三丁目まで、上の浜一丁目及び二丁目、下の浜、大野一丁目及び二丁目、大野中央一丁目から五丁目まで、大野原一丁目から四丁目まで、梅原一丁目及び二丁目、塩屋一丁目及び二丁目、沖塩屋一丁目から四丁目まで、林が原一丁目及び二丁目、丸石一丁目から五丁目まで、宮浜温泉一丁目から三丁目まで、八坂一丁目及び二丁目並びに宮島町を除く。)及び安芸郡の区域
福岡地域(福岡県 B 地域)	福岡県の区域のうち、福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、糸島市、那珂川市、及び粕屋郡の区域
北九州地域(福岡県 A 地域)	福岡県の区域のうち、北九州市、中間市及び遠賀郡の区域

単位地域

福岡県 C 地域	福岡県の区域のうち、福岡地域と北九州地域を除いた区域
-----------------	----------------------------

タクシー業務適正化特別措置法による罰則一覧表

正しい手続きが行われていない場合は以下の法令に抵触し、行政処分の対象になりますので十分注意してください。

該当違反条項	項 目	罰 則	
措置法 3 条	無登録運転者の乗務	1 年以下の懲役又は 150 万円以下の罰金	
〃 52 条 1	一般乗用旅客自動車運送事業者 の法律違反		
〃 52 条 2	輸送施設の使用の停止、事業停止 の命令違反	100 万円以下の罰金	
〃 8 条 1	登録事項の変更等の無届出	三十 万 円 以 下 の 罰 金	
〃 13 条	運転者証の無表示		
〃 15 条	運転者証の記載事項の無訂正		
〃 16 条 1, 2	運送法 25 条の政令違反		
	〃 28 条の省令違反		
	登録運転者の退職 〃 の選任とりやめ		運転者証の返納違反
	〃 の消除		
〃 18 条	運転者証の譲渡、貸与		
〃 43 条 2	タクシー乗車禁止地区の乗車		
〃 44 条	指定地域内の営業所に配置する事業用自動車の登録 番号、タクシー、ハイヤーの別の届出違反		
〃 45 条 1, 2	指定地域内の営業所に配置する事業用自動車にタク シー、ハイヤーである旨の表示又は装着の義務違反 又は類似表示又は装着		
〃 46 条 1	個人タクシー事業者乗務証の無表示		
〃 47 条	運転者証、事業者乗務証の不正表示、類似表示		
〃 5 条 2, 3	登録申請書、および添付書類		虚偽の 記載
〃 8 条 1, 2	登録事項の変更等の届出及び添付書類		
〃 17 条	運転者証の再交付申請書		
〃 51 条 1	無報告または虚偽の報告		
〃 61 条 1	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その 他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、各条項の違 反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は 人に対しても、各本条の罰金刑が科せられます。		

【行政において定める登録の取消し要件等】※個タク含む

登録の取消し要件、期間

《運転者に対する措置》

取消要件、具体的事例	取消期間	(参考) 道路交通法処分
○タク特法、道路運送法等に違反したとき <ul style="list-style-type: none"> ・乗車禁止地区での乗車 ・運転者証の表示義務違反 ・乗車拒否 ・運賃不正收受 ・白タク行為 	1ヶ月 1ヶ月 2ヶ月 2ヶ月 1年	
○命令講習を受けなかったとき	3ヶ月	
○重大な事故を引き起こしたとき <ul style="list-style-type: none"> ・乗務中の死亡事故 ・乗務中の重傷事故 	2年 1年	免取1年 免停1ヶ月～免取1年
○職務に関して著しく不適切な行為をしたとき <ul style="list-style-type: none"> ・乗務中の酒酔い運転 ・乗務中の酒気帯び運転 ・乗務中の速度超過(一般30km/h、速度40km/h) ・利用者に対する暴走行為 ・悪質な客引き行為 	2年 1年 1～6ヶ月 1年 3ヶ月	免取2年 免停1～3ヶ月 免停1～3ヶ月
○不正に登録を受けたとき	6ヶ月	

○道路交通法違反については、同法108条の34の通知強化対象事案等を登録の取消対象とする。

(通知強化対象事案)

- ・酒酔い運転 ・麻薬等運転 ・無免許運転 ・酒気帯び運転 ・過労運転等
- ・速度超過(一般30km/h、速度40km/h) ・救援義務違反 ・死亡事故等

○同時に複数の違反行為を行った場合、再犯については処分量定を加重する。

運転者登録制度に係る手数料について

<登録関係>

申請の種類	申請様式	手数料
○登録申請		
①新規運転者	第2号様式	3,300円
○運転者証交付申請		
①新規運転者	第9号様式	3,300円
○登録事項変更等届		
①事業者の変更	第4号様式	※ 左記の①、②、③に係る手数料は運転者証訂正申請に包括されています。 ※ ④は無料です。
②有効期限の変更	第4号様式	
③住所の変更	第4号様式	
④氏名の変更	第4号様式	
○運転者証訂正申請	第10号様式	2,200円
○運転者証再交付申請	第10号様式	2,200円
○更正登録申請	第5号様式	無料
○登録削除申請	第6号様式	無料
○運転者証の返納	返納届	無料
○謄本交付（閲覧）請求	第7号様式	2,200円
○経歴証明書交付申請	第10号様式の2	2,200円
○事業者乗務証交付申請	第14号様式	1,100円
○事業者乗務証訂正申請	第15号様式	1,100円

※新デザイン変更のための「運転者証再交付申請」手数料は、従前の金額とする。（ただし、適用は1回限り）

<講習関係>

講習の種類	摘要	手数料
○新規講習	・福岡B地区（4科目受講）	17,450円
	・福岡C地区（3科目受講）	8,800円
	・地理講習のみ受講	8,650円
○命令講習	・運輸支局からの命令に基づく講習	（2科目）6,600円
○自主講習	・会員からの要請に基づく講習	（1科目ごと）3,300円
○補講	・効果測定に基づく講習	2,750円（福岡）
○再講習	・効果測定に基づく講習	2,750円（福岡）

※講習1科目あたり2,500円・地理教材費3,000円・他3科目教材費500円（税抜）

<試験関係>

○試験	・法令・安全・接遇	3,400円
	・地理	令和6年2月29日廃止

申請書の記入方法

第二号様式

登録申請書		申請年月日
運転免許証の番号	免許証交付日横の5桁の数字	令和 年 月 日
運転免許証の有効期限	運転免許の種類	
令和 年 月 日	1. 大型 2. 中型 3. 普通	
福岡タクシー登録センター 殿		
フリガナ	生 年 月 日	
氏 名	1. 大正 2. 昭和 年 月 日 3. 平成	
住所コード	フリガナ	
住 所	都道 府県	
事業者コード	氏名又は名称	
事 業 者	住 所	
申請者の氏名	運転者の氏名と住所	
	住所	

- 注 (1) 運転免許の種類及び生年月日の欄に番号が付けられている事項は、該当する番号を○で囲むこと。
 (2) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関)が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
 (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第九号様式

運転者証交付申請書		申請年月日
登録番号	運転免許証の番号	令和 年 月 日
	免許証交付日横の5桁の数字	
フリガナ	申請者の氏名 又は名称	
氏 名	住 所	
	タクシー会社名・住所を記入	

- 注 (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第四号様式

登録事項変更等届出書		届出年月日
登録番号	運転者証の番号を記入	令和 年 月 日
運転免許証の番号	免許証交付日横の5桁の数字	
運転免許の有効期限	運転免許の効力停止期間の短縮	
令和 年 月 日	停止期間 日間	
運転免許の種類	短縮の期間	
(新) 1. 大型 2. 中型 3. 普通	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
(旧) 1. 大型 2. 中型 3. 普通	法第7条第1項第2号に該当	
フリガナ	法第7条第1項第5号に該当	
氏 名	氏名又は	
(新)	事業者	
(旧)	名 称	
住所コード	住 所	
住 所	(新)	
(旧)	(旧)	
変更がある項目は(新)に、 変更がない項目は(旧)に記入	届出者の氏名	運転者の氏名と住所
	住所	

- 注 (1) 運転免許の番号及び氏名の欄は、運転免許証の番号又は氏名に変更がない場合にも記入するものとし、この場合の記入場所は、(旧)の欄とする。
 (2) 法第7条第1項第1号に該当の欄は、法第7条第1項第1号に該当するに至った事由及びその事由の存続する期間を記入すること。
 (3) 法第7条第1項第2号に該当の欄は、法第7条第1項第2号に該当するに至った事由を記入すること。
 (4) 法第7条第1項第5号に該当の欄は、法第7条第1項第5号に該当するに至った事由を記入すること。
 (5) 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長(登録実施機関)が登録事務等を行う場合には、登録実施機関)の定めるところにより記入すること。
 (6) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第十号様式

運転者証訂正再交付申請書		申請年月日
登録番号	運転者証の番号を記入	令和 年 月 日
	免許証交付日横の5桁の数字	
フリガナ	申請者の氏名 又は名称	
氏 名	住 所	
	タクシー会社名・住所を記入	
訂正の内容又は再交付の事由		
紛失等による再発行の場合には願末書を添付する		

- 注 (1) 申請書の名稱中不要の文字は、消すこと。
 (2) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第六号様式

登録削除申請書		申請年月日
登録番号	運転者証の番号を記入	令和 年 月 日
	免許証交付日横の5桁の数字	
フリガナ	申請者の氏名	
氏 名	住 所	
	運転者の氏名と住所	
消 除 の 事 由		
(例) 他地域で乗務する為		
異なる地域に登録するには、前地域で運転者証返納と登録削除申請が必要です。		

- 注 (1) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

第七号様式

謄本交付(閲覧)請求書		申請年月日
登録番号	運転者証の番号を記入	令和 年 月 日
	免許証交付日横の5桁の数字	
フリガナ	申請者の氏名 又は名称	
氏 名	住 所	
	タクシー会社名・住所、又は運転者の氏名・住所	
請 求 枚 数		
登 録 原 簿 (A)	枚	
登 録 原 簿 (B)	枚	
タクシー会社からの運転者証返納の問合せの際に必要です。事前にファクシミリ送信してください。		

- 注 (1) 請求書の名稱中不要の文字は、消すこと。
 (2) 請求枚数の欄は、謄本の交付を請求する場合にのみ記入すること。
 (3) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

運転免許の取消・免停及び登録の取消に伴う手続

福岡タクシー登録センター

登録の取消処分

※タク特法及び道路運送法違反の場合

登録の取消処分を受けたとき

運転者へ通知
(運輸支局)

運転者証
返納

登録の消除
登録センターが行ないます

再度運転者として登録する時は、
新規登録申請をしなければなりません。
新規講習の修了が必要です。
※消除後2年を経過していない時は、
地理講習は不要です。

運転免許の停止処分

※道交法違反の場合

40日未満の免停を
受けたとき

免停期間30日
処分者講習の受講後、免
停期間が1日に短縮され
た時も同様です。

《 処分者講習を受講後 》

登録事項等変更届(4号様式)

運転免許停止処分書の写を添付(短縮書に記載があるもの)

※短縮を受けられなかった時は、
登録センターが**運転者証**を預かります。

運転免許の取消又は、
40日以上免停を
受けたとき

例)免停60日短縮後30日
免停90日短縮後45日

《 取消・免停通知を受けたとき 》

登録事項等変更届(4号様式)

運転免許停止処分書の写を添付

運転者証返納

登録の消除

登録センターが行ないます

免停期間終了後

再度運転者として登録する時は、
新規登録申請をしなければなりません。
期間短縮がある場合は、**運転免許停止処分書**
(短縮書に記載があるもの)の写を添付。

※消除後2年を経過していないときは、新規講習・受験は不要です。